

# レンタサイクル利用規約

この利用規約は、吉見総合運動公園（以下当公園）が運営管理しているレンタサイクルを、お客様（以下利用者）が利用していただく際に遵守していただく事項について規定しています。利用者は、この利用規約に同意の上、レンタサイクルを利用していただくことになります。

## 1. 利用申込み

利用申込みは、当公園管理棟窓口での申込みとなります。

手続きの際に利用申込書に必要事項を記入のうえ、身分を証明できるもの（運転免許証、パスポート、健康保険証、学生証など）と一緒に提示してください。

なお、利用申込みは高校生以上の方に限らせていただきます。

また、申込書に虚偽の記載をされた場合には、利用をお断りすることがあります。

## 2. 利用料金および期間

支払方法は、現金による前払いとします。

利用料金は、1時間500円、延長1時間毎に500円追加料金が発生します。（連絡必要）

利用期間は、貸出9:00から返却16:00までとします。

※連絡のないまま、返却時間を超えて返却されない場合、遅延料金をいただきます。（1,000円/時間）

※利用料に減免、免除等の適用はございません。

## 3. 返却先

貸出を受けた場所へ返却してください。

※やむを得ない事情による返却場所以外の引取りには、別途の費用を申し受けます。

## 4. 自転車の故障

（パンク修理）

利用中に発生した自転車のパンクについては、利用者が最寄りの自転車店等に持ち込み修理を行ってください。修理にかかった代金については、利用者にてご負担いただきます。

（その他の修理）

利用中に自転車が故障した場合は、そのまま貸出場所まで持込んで下さい。利用者起因する自転車の故障については、利用者の費用負担で修理していただくことになります。

なお、自転車の経年劣化や整備不良が原因の故障と認められる場合は、当公園が修理費用を負担します。

当社への事前の了解なく利用者自身が自転車を修理された場合の修理代金は負担できません。自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、当公園に起因する場合を除いて一切責任を負いません。

## 5. 自転車等の盗難・紛失

利用期間中に自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合は、速やかに当公園まで連絡してください。

無施錠のまま放置した等利用者起因する事情により盗難、紛失等した場合や、利用者による重大な過失が認められた場合は、現物相当額（7万円）をいただく場合があります。

自転車の鍵を紛失・破損された場合には、交換料を頂きます。

## 6. 事故

利用期間中に遭遇された、第三者による事故・盗難等により利用者に損害等が発生した場合において、自転車の整備不良が原因と認められる場合を除き、公園は責任を負いません。

利用者が利用期間中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに、当公園に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告して下さい。

事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行って下さい。前項にかかわらず、当公園が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、当公園が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求することがあります。

## 7. 禁止事項

利用者は次の行為をしないで下さい。

- (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2) 危険箇所・その他不適切な場所での利用
- (3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4) 自転車の改造
- (5) 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為
- (6) 利用申込者以外の者に使用させること

令和4年 月 日

返却予定時刻	午前・午後	時	分
--------	-------	---	---

連絡先：吉見総合運動公園管理事務所 ☎0493-54-4701